3 薬第 2 6 5 号 - 7 令和 3 年 6 月 2 3 日

関係機関の長 殿

福岡県保健医療介護部薬務課長

まん延防止等重点措置に係る周知について

平素より、本県の新型コロナウイルス感染拡大防止にご理解・ご協力を賜り、誠にありがとうございます。

本県新型コロナウイルス感染症対策本部において、令和3年6月17日付でまん延防止 等重点措置を決定しました。

このたび、県民への要請を周知するため、以下の広報物を作成しましたのでお送りします。

<添付資料>

まん延防止等重点措置に係る県民の皆さまへのお願い(7月11日まで)

新型コロナウイルス感染症対策

まん延防止等重点措置

【 6月21日~7月11日 】

<県民の皆さまへのお願い>

生活のために必要な場合を除く

日中も 含め

外跆。移動の自動

※県をまたぐ移動は極力控えてください。

飲食店の利用でお願いしたい

3っのポイント



<mark>感染防止対策</mark>が <mark>徹底</mark>された店を利用

·<u>感染防止宣言</u> ステッカー掲示店

・県からの飲食店への要請に応じている店





<飲食店への要請

要請内容
北九州市・福岡市・久留米市
その他の市町村

営業時間の短縮

5時~20時

5時~ 21時

酒類の提供制限

11時 ~ 19時 オーダーストップ **11**時 ~ <mark>20</mark>時 オーダーストップ

※4人以下のグループに限定

限定

SAVE FUKUOKA! SAVE SAVE

措置の内容や支援情報など詳しくは 福岡県ホームページをご確認ください。

コロナ 福岡県庁

検索

